

## 公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和 8 年 3 月 16 日

広島障害者職業能力開発校

校長 有馬 由美

### 1 業務内容

(1) 業務名

令和 8 年度障害者委託訓練業務

(2) 業務の仕様等

令和 8 年度障害者委託訓練業務公募型プロポーザル説明書及び令和 8 年度障害者委託訓練業務「知識・技能習得訓練コース（集合訓練）」仕様書による。

(3) 業務の内容

障害者の就職の促進に必要な知識・技能の習得を目的とした座学及び実技による集合訓練を実施する。

(4) 事業予算額

2, 8 6 0 千円

### 2 公募型プロポーザル参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61M 研修等」の資格を認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 個人情報取扱いの管理体制が整備されていること。

### 3 公募型プロポーザル手続等

(1) 募集要領及び仕様書の交付期間及び入手方法

ア 交付期間

令和 8 年 3 月 16 日（月）午前 9 時から令和 8 年 4 月 14 日（火）午後 5 時まで

イ 入手方法

広島県ホームページからダウンロードすることを原則とする。

なお、希望する者には、下記 6 の場所で交付する。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び広島県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 2 号）第 1 条第 1 項第 3 号に規定する日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「令和 8 年度障害者委託訓練業務公募型プロポーザル説明書」に明記されている「公募型プロポーザル参加資格確

認申請書（様式1）」及び必要な添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先 下記6の問い合わせ先に同じ。（メールも同様）

ウ 提出期限 令和8年4月14日（火）午後5時必着

エ 提出方法 持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、これらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。電子メール送信後は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

オ 結果通知 令和8年4月15日（水）午後5時までに通知する。

### (3) 質問の受付・回答

別紙「仕様書等に関する質問書（様式6）」を用い、質問内容を簡潔にまとめ、電子メール又はファクシミリ（082-254-1716）で提出すること。電子メール送信後は、必ず電話にて到達の確認を行うこと。

ア 受付期間 令和8年4月16日（木）午後5時まで

イ 回答方法 電子メール（又はファクシミリ）で公募型プロポーザル参加資格を有する者全員に対して通知する。

ウ 最終回答 令和8年4月17日（金）午後5時までに回答する。

### (4) 企画提案書類の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和8年4月21日（火）午後5時 必着

イ 提出方法 持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち、これらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記アの期限までに必着することとする。また、持参による場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

## 4 最優秀提案者の決定

### (1) 審査方法

提案書類の内容を基に、あらかじめ定めた評価基準に従い、職業能力開発施策公募型プロポーザル選定委員会が評価値を決定し、最も高い評価値を得たものを委託予定事業者とする。

なお、評価値が同点の者がある場合は、就職支援の項目の評価値が高い者を上位とし、さらに同位となった場合は、選定委員会の合議により決定する。

上記の規定にかかわらず、委託料が仕様書に記載している上限額を超える場合及び評価値の合計が100分の60未満の者は、委託予定事業者として選定しない。

### (2) 提案書類評価基準

別紙、「評価基準【知識・技能習得訓練コース（集合訓練）】」による

### (3) 結果の通知

令和8年4月30日（木）までに、提案書類提出者全員に対し郵送する。

## 5 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成 19 年 10 月 1 日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者（ただし、契約解除の要因となった業種は、「研修等」の資格に限る。）は、契約金額の 100 分の 10 以上の額を納付すること。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者  
免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約における特記事項

本事業は国の委託事業であるため、県の計画が国に承認されなかった場合は、訓練を実施できないことがある。また、国の委託訓練実施要領の改正により、内容を変更することがある。

(5) 本事業に係る歳入歳出予算が企画提案選定日までに議決されなかった場合又は減額若しくは削除があった場合は、選定を延期又は中止する場合がある。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) その他  
公募型プロポーザル説明書による。

6 提出先及び問い合わせ先

広島障害者職業能力開発校

〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1 - 23

電話 082 - 254 - 1766 ファクシミリ 082 - 254 - 1716

電子メール snkkunren@pref.hiroshima.lg.jp